

法改正実務&先取りゼミ

『働き方改革関連法』 対策セミナー

企業が“いますぐ”行うべき働き方改革関連法対策と 今後改正が見込まれる事項をマスターする実践講座

～労働時間上限規制、労働時間適正把握、年休取得義務化、同一労働同一賃金、
70歳までの就業機会確保、パワハラ法制化など重要トピックスを解説～

2019年4月より、ついに働き方改革関連法の施行が順次開始されました。

既に施行から半年が過ぎ、取得実績が問われる年休取得義務化に加え、来年4月には中小企業の労働時間上限規制や大企業の同一労働同一賃金、パワハラ防止義務化が予定されているほか、先般大きく報道された70歳までの就業機会確保など、続々と重要な改正の実施が見込まれており、自社の状況に応じた対策について今から備えておくことが求められます。

そこで、本セミナーでは、労働局で4年にわたり、企業の働き方改革を支援してきた社会保険労務士が、気になる今後の法改正の行方と企業に及ぼす影響と対応策について、実例を挙げて分かりやすく解説します。



日時 令和元年11月22日(金) 13:30～16:30

会場 和歌山商工会議所 会議室 (和歌山市西汀丁36)

受講料 会員 3,000円 一般 5,000円

定員 定員30人 (定員になり次第締め切ります)

セミナーのポイント

1. 労働時間上限規制、労働時間把握強化、年次有給休暇の取得義務化など今春の法改正内容の復習と実務ポイントの確認
2. 今後、人事労務における最重要テーマとなる同一労働同一賃金への対応
3. 2021年度にも努力義務化が見込まれる70歳までの継続雇用制度の概要
4. 社内研修の必要度を急上昇させるパワハラ法制化
5. その他、法改正スケジュールと取るべきアクション

講師

平松 利麻 氏

(トラヴェシア社会保険労務士事務所代表)



社会保険労務士、産業カウンセラー。
厚生労働省 和歌山労働局で4年間、労働基準監督官と共に労働時間削減や年休取得率向上等、県下企業の働き方改革に従事。産業・法律・行政と1人で3つの視点を持つ特長を活かし、セミナーからコンサルティングまで全国各地で幅広い活動を行っている。
国立大学法人和歌山大学非常勤講師(H26・27・28年度)
著書に「事例でわかる外食・小売業の労務戦略(共著:レクシスネクシス・ジャパン・2015年)」など。

和歌山県経営者協会 (担当:津田)



和歌山市十番丁19番地 Wajima 十番丁ビル 3階
TEL:073-431-7376 FAX:073-422-0416
E-mail: tsudak@w-keikyo.com

セミナーお申込み FAX:073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このままFAXにてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)
受講料について (○印)	①当日持参 ②銀行振込 銀行振込の場合は開催日前日までに下記口座にお振込みください。 紀陽銀行 本店営業部 普通預金 No.45306 和歌山県経営者協会
メルマガ登録 月1回、経営者協会が開催するセミナーや就職フェアの情報をメルマガ配信しております。 配信を希望しない場合は右欄にチェック(レ点)をお願い致します。	<input type="checkbox"/> 配信を希望しない

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ メールでのお申込みの方は同内容を記載のうえ (tsudak@w-keikyo.com) までお送りください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。